

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年6月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル名古屋みなと店
名古屋市港区西倉町 102番 1 ほか 3筆

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数
1件

3 提出された意見の概要

(1) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(イ) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の位置及び構造等

(a) 駐車場の出入口が少なく、周辺道路も狭いため混雑が予想され、地域住民の生活に支障をきたす恐れがある。住民に対する配慮の策を願いたい。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 6月22日から同年 7月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課